

## 豚熱ウイルスの拡散防止対策のお願い

長野県で狩猟をされる場合は、以下の対策を実施してください。

- ・靴・衣類、捕獲器具、手指、車両等の消毒を行ってください。
- ・捕獲イノシシ及び肉（内臓・血液等含む）等は原則、感染確認区域外へ持ち出さないでください。

長野県内の感染確認区域は、最新情報を長野県庁ホームページで必ず確認してから入猟してください。（裏面参照）

ホームページアドレス：[https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton\\_korera.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton_korera.html)








### 豚熱とは

- ・豚熱は、豚とイノシシしか感染しません(人には感染しません)。
- ・強い感染力が特徴で、家畜伝染病に指定されています。
- ・豚熱ウイルスは65.5℃で30分間又は71℃で1分間加熱処理することで感染力を失います。また、消石灰等のアルカリ消毒剤、逆性石けん等によっても感染力を失います。

### 猟場での消毒方法

- ・アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等をかけて行います。
- ・消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。

<p><b>靴・衣類の消毒</b></p> 	<p><b>靴底の泥（土）は車で移動の都度、こまめに落としてください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・靴は現場でブラシ等で泥（土）を落とし、消毒液を靴底に噴霧する。</li><li>・靴は帰宅後、外側（特に靴底）を洗浄する。</li><li>・衣類は泥（土）が付着した場合は、現場で着替え、ビニール袋に入れて持ち帰り、洗濯を行う。</li></ul>
<p><b>手指の消毒</b></p> 	<p><b>現場で解体を行う際は手袋をして作業し、作業後は手袋を脱いでアルコールスプレー等で消毒してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・解体後は手袋の外側を消毒し、外した手袋は袋等に入れ処分する。</li><li>・片手ずつ噴霧し、手指をこすり全体に広げる。</li><li>・帰宅後、指先など汚れをしっかりと洗い落とす。</li></ul>
<p><b>車両の消毒</b></p> 	<p><b>現場を離れる前に、車に付いた泥（土）を落としてください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現場を離れる前に、できるだけ車に付いた泥（土）を落とす。</li><li>・帰宅したら、タイヤ、車体全体を消毒する。捕獲物を載せた荷台は丁寧に水をかけ流し、逆性石けん液などで消毒する。</li></ul>
<p><b>捕獲器具の消毒</b></p> 	<p><b>使用した器具は泥などをしっかり落とし、消毒してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・わなは、設置していた現場でブラシ等で汚れを落とし、消毒液を噴霧する。</li><li>・猟銃（覆いを含む）は、現場で汚れを拭き取り、消毒アルコールで拭く等手入れを行う。</li></ul>
<p><b>猟犬の消毒</b></p> 	<p><b>猟犬は確実にコントロールして、一緒に帰宅してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・猟犬は、十分に訓練して狩猟に活用する。</li><li>・ドッグマーカ等の機器を活用し、猟犬の居場所が確認できるようにする。</li><li>・現場を離れる前に、猟犬の体や足裏の汚れを拭き取る。</li><li>・帰宅後、猟犬の身体を水洗いする。</li></ul>

# 野生イノシシ豚熱感染状況マップ

令和5年9月1日現在

**凡例**

- 感染確認区域
- 感染拡大防止区域

※区域は豚熱の発生状況に応じて随時変更しますので、最新情報を県庁ホームページで必ず確認してから入猟してください。

長野県全域で消毒の実施をお願いします。



## 捕獲したイノシシの自家消費は可能です

※感染確認区域内での捕獲したイノシシ肉の利用については、原則として、自家消費のみとし、他人への譲渡、区域外への持ち出しはしないでください。

		感染確認区域	感染拡大防止区域
エリア		豚熱感染確認地点を中心に半径10km程度の範囲とし、市町村境、道路、河川で区切った区域	左記以外の地域
消毒対応	埋設物・残渣	必要	不要
	靴、車等		必要
捕獲個体の自家消費		可能 ※解体残渣については、適切に処分を行い、捕獲物は区域外へ持ち出さないこと。	可能
・捕獲個体の流通 ・他人への譲渡		自粛 (農林水産省基準に統一)	可能



長野県

林務部 鳥獣対策室  
農政部 家畜防疫対策室

☎026-235-7273  
☎026-235-7232